

# 第 7 0 回

## 前橋市都市計画審議会議案

## 目 次

- 1 前橋都市計画道路 3・4・49 号敷島公園大師線の変更について・・・・・・ 1  
(2号案件)

- 1 号 案 件 : 都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、前橋市が定める都市計  
(付議案件) 画に関する議案 (前橋市決定)
- 2 号 案 件 : 都市計画法第 18 条第 1 項の規定により、群馬県が前橋市に意見  
(諮問案件) を聴き、定める都市計画に関する議案 (群馬県決定)
- 3 号 案 件 : 都市計画法以外の法令により、都市計画審議会の議を経ること等  
(付議案件) を求められている性質の議案 (建築基準法第 51 条ただし書きに  
(諮問案件) よる敷地位置指定等)
- 4 号 案 件 : 法令に定めはないが、本市の都市計画を行う上で、市長が都市計  
(諮問案件) 画審議会の意見を聴くことが必要と判断して提出する議案
- 5 号 案 件 : 都市計画法第 21 条の 5 第 2 項の規定により、計画提案の素案に  
(諮問案件) ついて都市計画審議会に意見を聴く必要がある議案

※付議案件 : 都市計画法及び他の法令によりその権限に属された事項 (議決を要  
するもの) の調査審議を行うもの

※諮問案件 : 他の法令によりその権限に属された事項 (審議を要するもの) 及び  
市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行うもの

諮問第1号

前橋市都市計画審議会 様

前橋都市計画道路の変更(3・4・49号敷島公園大師線の変更)について

前橋都市計画道路の変更(3・4・49号敷島公園大師線の変更)について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

令和6年10月22日

前橋市長 小川



前橋都市計画道路の変更(群馬県決定・案)

都市計画道路3・4・49号敷島公園大師線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域		構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表面式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・49	敷島公園大師線	前橋市敷島町字蛇原	前橋市上細井町字檜下	前橋市荒牧町	約2,920m	地表面式	2車線	18m	幹線街路と平面交差5箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

前橋都市計画道路3・4・49敷島公園大師線は、前橋市と伊勢崎市を結ぶ主要地方道前橋西久保線の一部を構成する幹線道路である。

白川橋及び八幡橋について、既決定では架け替えを計画していたが、計画を実施する場合、周辺住民の生活への影響が発生する恐れがあるため、既存の橋梁を活かした計画に変更するものである。

また、現地の地形を考慮し、安全な道路機能を確保するために必要な区域に変更するものである。

前橋都市計画道路新旧対照表

【参考】

(変更前)

種別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・4・49	敷島公園大師線	前橋市敷島町字蛇原	前橋市上細井町字檜下	前橋市荒牧町	約2,920m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差5箇所	

(変更後)

種別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・4・49	敷島公園大師線	前橋市敷島町字蛇原	前橋市上細井町字檜下	前橋市荒牧町	約2,920m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差5箇所	